

指導基準

区分	区域の区分（都市計画法の区分）	基準値
		23時～6時
第1号区域	第1種低層住居専用地域	40dB
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
第2号区域	近隣商業地域	50dB
	商業地域	
第3号区域	第1号区域及び第2号区域以外の区域。ただし、工業専用地域を除いた地域。	45dB